

法務省の人権擁護機関による子どもの人権問題に関する取組

人権相談

子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

- ・「いじめ」や体罰、虐待といった子どもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話
- ・電話は、最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、子どもが相談しやすい体制を整備

チャット人権相談 (LINEじんけん相談、子どもの人権SOSチャット)

- ・子どもが利用しやすい相談体制の整備に向けて、LINEや、GIGAスクール構想による1人1台端末等からの人権相談を実施

子どもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)

- ・全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信

子どもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)

- ・パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。

「子どもの人権相談」強化週間

- ・子どもの人権110番及びチャット人権相談においては、人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権相談」強化週間を実施。

- ・平日の相談受付時間を延長とともに、土・日曜日も相談に応じている（令和7年度は、令和7年8月27日(水)～9月2日(火)に実施）。



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



法務省の人権擁護機関による子どもの人権問題に関する取組

人権啓発

人権教室の実施

- 主に小中学生を対象に、いじめ等の子どもの人権問題について考えてもらうため、人権擁護委員が中心となって人権教室を実施
- 令和6年度は、延べ約99万人を対象に実施
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、様々な民間団体等と連携・協力して、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型の人権教室も広く実施
- SNSを使用したいじめ等のインターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施



全国中学生人権作文コンテストの実施

- 作文を書くを通じて、人権尊重の重要性及び必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的に、昭和56年度から実施
- 令和6年度は、約74万人が参加
- 入賞作文集や、作文を題材とした啓発動画などを配布・配信



啓発冊子・動画の活用

- いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を配布・配信



人権の花運動の実施



- 花の種子等を子どもたちが協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得すること目的に、昭和57年度から実施
- 令和6年度は約39万人が参加